第六十一条第一項第二号中「（八」を「（第四十八条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法」に、「第四十八条の二第五項第五号（減価償却資産の償却の方法）」を「同条第五項第五号」に改め、「所有権移転外リース取引」の下に「（ハにおいて「所有権移転外リース取引」という。）」を加え、同号ハ中「掲げる減価償却資産」の下に「（当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年三月三十一日以前に締結されたものに限る。）」を加える。

第七十九条第三号中「第十五条第三号」の下に「及び第三号の二」を、「除く。）」の下に「及び補助金」を加える。

第百十九条の三に次の一項を加える。

28　内国法人がその有する法第二条第二十九号ハに規定する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）に係る法第六十一条の二第二十項に規定する払戻しとして金銭の交付を受けた場合には、所有受益権（その特定受益証券発行信託の受益権で、その交付の直後にその内国法人が有するものをいう。以下この項において同じ。）のその交付の直後の移動平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額は、その旧受益権のその交付の直前の帳簿価額から第百十九条の九の二第一項（特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等）の規定により計算した金額を控除した金額をその所有受益権の数で除して計算した金額とする。

第百十九条の四第一項中「同条第二十七項」の下に「若しくは第二十八項」を加える。

第百十九条の九の次に次の一条を加える。

（特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等）

第百十九条の九の二　法第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する払戻しの直前の同項に規定する所有受益権の帳簿価額に元本減少割合（当該所有受益権に係る法第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託の当該払戻しの直前の元本の額のうちに当該払戻しにより減少した元本の額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額とする。

2　前項に規定する所有受益権に係る同項に規定する特定受益証券発行信託の受託者は、同項に規定する払戻しを行つた場合には、当該所有受益権を有していた法人に対し、元本減少割合を通知しなければならない。

第百十九条の十第一項中「第六十一条の二第二十項第一号」を「第六十一条の二第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「第六十一条の二第二十項に」を「第六十一条の二第二十一項に」に、「第六十一条の二第二十項第二号」を「第六十一条の二第二十一項第二号」に改める。

第百十九条の十一第一項中「第六十一条の二第二十二項」を「第六十一条の二第二十三項」に改める。

第百十九条の十一の二第一項及び第二項中「第六十一条の二第二十三項」を「第六十一条の二第二十四項」に改め、同条第三項中「第六十一条の二第二十三項」を「第六十一条の二第二十四項」に改め、同条第四項中「第六十一条の二第二十三項」を「第六十一条の二第二十四項」に改める。

第百二十三条の十第三項中「第二号」を「第二号イ」に改め、同条第十六項中「、非適格合併等」の下に「（第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ⑵に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資（当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を保有する関係があるものに限る。）」を加え、同項第一号中「当該非適格合併等が第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ⑵に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資（当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を保有する関係があるものである場合において、」を削り、「が行われたとき（次号」を「を行つている場合（次号ロ」に、「ロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」を「ロに掲げる金額以上である場合におけるその差額に相当する金額（イに掲げる金額がロに掲げる金額と同額である場合には、零）に、「資産調整勘定の金額」を「超える部分の金額」に、「負債調整勘定の金額」を「満たない部分の金額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる場合　当該非適格合併等に係る法第六十二条の八第一項に規定する超える部分の金額及び同条第三項に規定する満たない部分の金額は、ないものとする。

イ　当該非適格合併等に際して前号に規定する財務省令で定める資産評定を行つていない場合において、当該非適格合併等により移転を受けた資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。ロにおいて同じ。）の取得価額（法第六十二条の八第一項に規定する取得価額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額（同条第二項に規定する負債調整勘定の金額及び同号ロに掲げる金額を含む。ロにおいて同じ。）の合計額以上であるとき。

ロ　当該非適格合併等により移転を受けた資産の取得価額（当該非適格合併等に際して前号に規定する財務省令で定める資産評定を行つている場合には、同号イに掲げる金額を含む。）の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額の合計額に満たない場合

第二編第一章第一節第三款の款名並びに同款第一目及び第二目の目名を削る。

第百二十四条から第百二十八条までを次のように改める。

第百二十四条から第百二十八条まで　削除

第百二十八条の次に次の款名を付する。

第三款　工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例

第百二十九条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に、「この目」を「この款」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第五項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「この目」を「この款」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第九項中「第六十四条第二項本文」を「第六十三条第二項本文」に、「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第十項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項本文」に改め、同条第十一項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

第百三十条第一項中「おいて法第六十四条第一項」を「おいて法第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に改め、同項第一号中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第百三十一条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「帰属事業年度」を「帰属事業年度の特例」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項」を「第六十三条第二項」に改める。

第百三十一条の二の見出しを削り、同条第三項中「賃借人が賃借料」の下に「その他当該資産を賃借するために支出した費用」を、「譲渡人が賃借料」の下に「その他当該資産を賃借するために支出した費用」を加える。

第百三十一条の五第四項中「第五条第十七号」を「第五条第二十号」に改め、「贈与を」の下に「し、又は同号の定款の定めに従い成立した公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託（公益信託に関する法律第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託をいう。）の信託財産とする契約（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第一項の規定により成立したものとみなされるものを含む。）により金銭その他の資産の譲渡を」を、「当該贈与」の下に「又は譲渡」を加え、同条第九項中「贈与」の下に「又は譲渡」を加える。

第百三十一条の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「次項第四号及び第三項第四号」を「次項第三号及び第三項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第二号ロ中「及び第四号ロ」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。